

THE
ENGLISH-JAPANESE
DICTIONARY OF
PATENT TERMS

英和特許用語辞典

編 集

飯 田 幸 郷

LATEST REVISED
AND
ENLARGED EDITION

著者略歴

大正7年(1918)東京生まれ。昭和17年弁理士登録。弁理士会常議員、弁理士会理事、各種委員会委員長、特許庁工業所有権審議会委員、特許庁弁理士審査会臨時委員などを歴任。昭和53年黄綬褒章を受章。飯田国際特許法律事務所(東京都港区西新橋1-1-21)所長。

主な著書

英文特許明細書の書き方(発明協会)・
英文明細書翻訳の実務(発明協会)・最新工業技術英文の読み方・書き方(経営開発センター)・原子爆弾・原子力宇宙船・無線工学概説・工業大事典(平凡社)・世界大百科事典(平凡社)の工業所有権関係項目執筆・その他翻訳書など。

表紙デザイン 高木義行

昭和48年8月1日 初版発行
昭和51年3月10日 改訂発行
昭和56年4月1日 増補新版発行

英和特許用語辞典 〔増補新版〕

編 者 飯 田 幸 郷

© 1981 YUKISATO IIDA

発 行 社団法人 発明協会

発行所 社 団 法 人 発 明 協 会

東京都港区虎ノ門2-9-14

電話03(502)0511(代)

振替東京9-6555

3582-40033-6935

乱丁・落丁本はお取替します。

印刷 廣済堂クラウン株式会社

増補・新版に当って

この「英和特許用語辞典」を昭和48年（1973）に、最初に公にしてから今日に至るまで、わずか10年に満たない歳月のうちに、わが国をはじめとし、世界の特許制度に大きな変更があった。

そうした変動にしたがって、特許制度の中にも、多くの新しい用語が誕生し、また異なる字義が育生された。

PCTやEPCの発効は、特許制度の国際的な緊密化を一段と増進し、諸外国との交流の媒体として、最も普通に用いられる〈英語〉の必要性は、知的所有権制度のなかにおいて、極めてその重要度を増している。

こうした情勢にしたがって、この本を重版して刊行するのを機会に、全面的に筆を加え、さらに用語を補充し、装いを新にして上梓する次第である。

この度びの重版まで、本書について寄せられた多くの

読者諸賢の御支援を、ここに厚く御礼申しあげる。

1981年 2 月11日

著 者

序　　言

人間が「火を利用すること」を発明した時点から、実に「自然法則を利用した技術的思想の創作」は、ますます高度な発展をとげてきている。産業のさまざまな分野における科学技術は、すべて人類の共通の利益と、幸福のために開発され、まさに国境を無視して、世界の津々浦々まで利用されなければならないものである。したがって、発明は新しい技術情報となって世界に流れるのである。

また、1331年に英国のエドワード三世（Edward III）がフランダースのケンプ（Kemp）に対して、織布業に関する特許状（Letters Patent）を付与してから、特許制度という形態がわれわれの歴史の中に台頭し、1623年に英国に Statute of Monopolies が制定されてより、ちょうど350年の歳月を経過した。英国に生まれ、アメリカに渡り、ヨーロッパ大陸に移植されて、わが国にも根をおろした特許制度は、オランダ、西ドイツなどと並んで出願公開制度と審査請求主義を採用したわが国の新特許法に生まれ変わろう

とし、さらにはPCT、TRTなどと、国際的な統一への胎動が高まりつつある。

そうした意味で、もっとも国際的な影響力の強い特許制度の外国語、とくに英語の用語を容易に知ることのできる辞書があっても良いのではないかと考えて、本書をまとめた次第である。

なお、本書を作成するに当たっては、数多くの参考文献の中から用語を選択した。その主なものは巻尾に示す。これら参考文献は、すべて私の愛蔵書の一部であり、ここにあらためて、それぞれの著書の御労作に最大の敬意を表する。

1973年6月10日 〈時の記念日〉

飯田幸郷

この辞書の使い方

I 構成と配列

この辞書には、特許、実用新案、意匠、商標および著作権など知的所有権に関する文献、論文、あるいは法律、明細書などに最もよく現われる専門用語や術語等を、すべてアルファベット順に配列した。さらに主要国の特許制度の概要と、パリ条約と特許協力条約の英文とその訳文とを掲載した。これら両条約を英和対称して示したのは、同条約の条文が、法律の条文の参考として極めて好都合であり、世界各国の特許制度に大きな影響を及ぼしているからに外ならない。なお、これら条文の訳は、特許庁編『工業所有権法令集』（発明協会・発行）によった。なお、巻末には略語集を収録した。

II 見出しの表記

見出しはゴシック体とし、同じ綴字で品詞の異なる場合には——をもって表わした。

〔例〕 **subject** 形 従属する

—— 名 1 主題、題目 2 臣民

つづりは主として米式を採用した。ただし、例文その他で英式のつづりを使用したものは、その出典に基づいた。

Ⅲ 品詞の別

品詞は原則として見出し語の直後に記した。見出し語が英語以外の場合には、その国語名を（ ）内に記し、品詞名は省略した。

なお、品詞は次のように略記してある。

名 名詞 前 前置詞

形 形容詞 副 副詞

動 動詞

Ⅳ 商品名など

品詞以外に、一般に商品名あるいは商標名とされている用語には、その見出し語の次に商標の記号を付し、それが用いられる物品名と、出所（会社名）を記載した。

Ⅴ 解 説

特許用語その他についての解説は、すべて〔 〕の中に記載し、術語と用例などを挙げて、活用の便をはかってある。

TABLE OF CONTENTS

増補・新版に当って

序 言

この辞書の使い方

THE ENGLISH-JAPANESE DICTIONARY OF

PATENT TERMS 1~319

GREEK ALPHABET 320

ABBREVIATIONS 321~332

PARIS CONVENTION 333~397

ROMAN NUMERALS 398

PATENT COOPERATION TREATY 399~499

REFERENCE 501

A

abandon 動 放棄する

abandon the application 出願を放棄する

The application may become abandoned by failure of reply to the pending official action. 本願は懸案の指令に答えず放棄する。

abandoned application 放棄した出願

abandonment 名 放棄, 出願放棄

Abandonment for failure to respond within time limit. 期限内に応答しないための出願放棄

abate 動 1 減ずる, 値引きする 2 無効にする

abate by law 法律で禁ずる

abate the costs 費用を割引く

abatement 名 1 中止, 失効 2 値引き, 減額

abatement of an action 訴訟の中止

abbreviate 動 略す, 省略する

The Code of the Law of the United States of America is commonly abbreviated to U.S.C. アメリカ合衆国法典は通常 U.S.C. と略される。

abbreviated name 略称

abbreviation 名 略語, 略字

abbreviature アブレビエーチュア

〔米国において1964年10月13日付の告示によって出版された抜粋。それぞれの abbreviature には放棄された出願の詳細な説明の一部, クレイム, 図面などが記載されている。この種 abbreviature の刊行は1965年に廃止された。〕

abeyance 名 1 中止 2 未定状態

〔たとえば特許出願をするかしないか決定しかねている状態などの時に使用する。〕

keep in abeyance 中止しておく

abide 動 1 住む 2 服従する

abide by the official decision 決定に従う

ability 名 能力, 才能

This patent shows his inventive ability. この特許は彼の発明の才を示す。

abode 名 住所, 居所

He has no fixed abode. 彼は住所不定だ。

abolish 動 (制度, 法律など) を廃止する

abolishment 名 廃止

abolition 名 廃止

about 副 およそ, 約

〔特許明細書において, たとえば, 約180°Cから300°Cの温度にて——と表現する場合には <at a temperature of from about 180°C to about 300°C> のように, 数値の上限と下限の両方にそれぞれ <about> を挿入することが好ましい。なお文法的には <at a temperature of about 180°—300°C> とした方が良いとおもう。〕

—— 副 …について, …に関する

a patent about the chemical process 化学的方法に関する特許

above 形 前記の, 前述の, 上記の

above-mentioned 前記の

as mentioned above 前述の通り

the above application 前記出願

abreast 副 並んで

keep abreast of the technical development 技術の開発におくれない

abridge 動 省略する, 要約する

It was abridged from the original. それは原本の要約だ。

abridgement 名 要約, 摘要, 抜粋

abridgement of British patent specification 英国特許明細書抜粋

abrogate 動 (法令などを) 廃止する

abrogate a law 法律を取消す

abrupt 形 1 急な 2 突然の 3 けわしい

abrupt change in section 断面の急変

an abrupt turn 急転回

abscissa 〔名〕 横座標

absence 〔名〕 1 無いこと、欠如 2 不在

in the absence of proof 証拠のないために

mark the absence 出欠をとる

absent 〔形〕 1 欠席の、不在の 2 …が欠けた、…がない

—— 〔動〕 …を欠席させる

absentee 〔名〕 不在者、失踪者

absolute 〔形〕 絶対の、無比の

absolute alcohol 無水アルコール

absolute novelty 絶対新規性

absolute temperature 絶対温度

abstract 〔名〕 要約、アブストラクト

〔PCT 3条2では、国際出願には「要約」を含めることを規定し、同条(3)に次のように述べている。

The abstract merely serves the purpose of technical information and cannot be taken into account for any other purpose, particularly not for the purpose of interpreting the scope of the protection sought.

要約は、技術情報としてのみ用いるものとし、他の目的のため、特に、求められている保護の範囲を解釈するために考慮に入れられてはならない。

abstract の内容および形式については Rule 8 に詳述してある。その 8.3を掲げると次の通りである。

The abstract shall be so drafted that it can efficiently serve as a scanning tool for purposes of searching in the particular art, especially by assisting the scientist, engineer or researcher in formulating an opinion on whether there is a need for consulting the international application itself.

要約は、当該技術分野における調査のための選別手段として、特に、当該国際出願自体を調べる必要性の有無を判断する上で科学者、技術者または研究者に役立つよう、効率的に利用することができるよう起草する。]

Abstract of the Disclosure 開示の摘要

〔米国の特許明細書において、「発明の名称」の次に項を改めて記載すべき事項。Rule 72 (b)では次のように規定している。

A brief abstract of the technical disclosure in the specification must be set forth immediately following the title and preceding the disclosure in a separate paragraph under the heading "Abstract of the Disclosure". The purpose of the abstract is to enable the Patent Office and the public generally to determine quickly from a cursory inspection the nature and gist of the technical disclosure, and the abstract shall not be used for interpreting the scope of the claims.

明細書中の技術的開示の摘要は名称のすぐ次に「Abstract of the Disclosure」（開示の摘要）という表題にて項を改めて開陳しなければならない。開示の摘要の目的は特許局と一般公衆が一覧してその技術的開示の性質と要点とを即座に判断することができるようにすることであり、その開示の摘要はクレイムの範囲を解釈するためには使用しない。]

abstract of title 特許所有権の記録

〔米国の Rule によれば、たとえば特許証の再発行 (reissue) には abstract of title の謄本をその願書に添えなければならない。〕

abstraction 〔名〕 抽象的概念

absurd 〔形〕 1 不合理な 2 不条理な

abuse 〔名〕 濫用

abuse of patent 特許権の濫用

—— 〔動〕 濫用する

abuse a monopoly 独占権を濫用する

abuse of monopoly 独占権の濫用

Formerly the remedy for abuse of monopoly was cancellation of the registration. 以前においては独占権の濫用の救済策はその登録の取消しであった。

abut 〔動〕 接している, 境を接する

academic 〔形〕 1 学究的の 2 実用的でない

accede 〔動〕 同意する, 応ずる

accede to an examiner's suggestion 審査官の提案に同意する

accept 〔動〕 受理する, 承諾する, 容認する

This patent application has been accepted. この特許出願は受理された。

acceptance 〔名〕 受理

acceptance of complete specification 完全明細書の受理

access 〔名〕 接近, 面接, 閲覧

The applicant will be permitted to have access to the file of his pending application. 出願人はその係属中の出願書類の閲覧を許される。

have (= obtain) access to the examiner 審査官に面会する

accession 〔名〕 相続, 取得, 増加

accession of property 財産の増加

accession to an estate 財産相続

accident 〔名〕 偶発事故

〔米国特許法によれば, 明細書または図面に詐欺的な意図 (deceptive intention) がなく, 錯誤により欠陥がありながら特許を付与されているとき, すなわち, accident によって特許が付与されている場合には, 新たに明細書などを訂正した上で, 明細書の再発行 (reissue) を受けることができる。〕

accompanying drawing 添付図面**accomplish** 〔動〕 仕遂げる, 果たす

accomplish by great effort 非常に骨を折って仕遂げる

accord 〔名〕 同意

in accord with …と一致して

of its own accord ひとりでに

of my own accord 自発的に

— 〔動〕 1 一致する 2 調和する

according 〔副〕 よって, 従って

according to claim 1 クレーム1によって

accordance 〔名〕 一致

in accordance with …に従って

in accordance with the form provided 書式通り

account 〔名〕 1 勘定, 計算 2 勘定書, 計算書

balance an account 勘定を決済する

enter an account 勘定を記入する

bank account 銀行預金

settle (=square) an account 清算する

charge the amount to his account 該金額を彼の勘定につける

3 取引

I have an account with that bank. 私はあの銀行と取引している。

4 説明, 解説, 報告, 記事

give an account of... …を述べる

give a concise account of... …を簡明に記述する

an untechnical account 専門的でない記述

by all accounts 諸説を総合すると

5 利益

on account of... …のために

6 理由

The notice of opposition is no account. 異議通知書には理由がない。

7 重要, 価値, 思料, 考慮

make much account of... …を重要視する

take no account of... …を無視する

take it into account それを考慮する

a matter of no account とるに足らぬ事

leave that factor out of account その要素を度外視する。

— 動 1 見なす 2 説明する, 3 勘定する

account...as important …を重要とみなす

account for... …を説明する

accountant 名 会計士, 計理士

accrue 動 生ずる

The advantage of priority will thus accrue to the applicant. 出願人は優先権の利益を受けるでしょう。

Great advantage accrue from this measure. この方法は大利益がある。

accumulate 動 …がたまる, 蓄積する

The files are accumulating more and more. 事件の書類がますますたまる。

accumulation 名 堆積

accumulation of pending applications 未処理出願の滞貨

accuracy 名 正確, 的確

degree of accuracy 正確度, 精度

with accuracy 正確に

accurate 形 正確な

strictly accurate 全く正確な

to be accurate 正確に言えば(挿入句)

accuse 動 告発する

accused 名 被告人

accuser 名 告発者

achieve 動 仕遂げる

achieve an invention 発明を完成する

achievement 名 功績, 偉業

This discovery was great achievement. この発見は大功績だった。

the achievement of a purpose 目的の達成

acknowledgment 名 1 承認 2 感謝

acknowledgment of delivery 配達証明

acquiesce 動 従う, 納得する

acquiesce in the rejection of a claim クレームの拒絶に服従する

acquisition 名 取得, 獲得

acquisition of the right 権利取得

acquisition of the right to a patent 特許についての権利の取得

act 名 1 行為, 動作, 作用; 2 法律, 法令

act of law 法律行為

act of procedure 訴訟行為

act of unfair competition 不正競争行為

under the provisions of this Act 本法の規定により

action 名 1 指令

〔出願中の事件に関して特許局から出願人もしくはその代理人へ送られる通知書。〕

examiner's action 審査官の指令書

office (or official) action 通知書

2 訴訟

action for damages 損害賠償の訴訟

action for infringement 侵害の訴訟

bring an action against... …に対して訴訟を提起する

the action has been decided against (in favour of)... …の敗(勝)訴となった

file an action in a court against... …に対して訴訟を提出する

3 行動, 動作, 作動

4 作用